

公立大学法人静岡文化芸術大学「人を対象とする研究」に関する倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ヘルシンキ宣言（1964年6月第18回世界医師会採択）及び公立大学法人静岡文化芸術大学研究倫理規程第6条第2項に基づき、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集して行われる研究（以下「人を対象とする研究」という。）を遂行する上で求められる研究者の行動、態度の倫理的基準及び研究計画の審査に関する事項を定めるものとする。

(研究の基本)

第2条 「人を対象とする研究」を行う者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 「人を対象とする研究」で、生命倫理に関わる研究を行う者は、当該法令及び所轄庁の告示、方針等を遵守しなければならない。

3 研究者が、個人の情報、データ等の収集を行う場合、安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(定義)

第3条 この規程において、個人から収集する「人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等」（以下「個人の情報、データ等」という。）とは、個人の思惟、行動、個人環境、身体等に係る情報、データをいう。

2 この規程において「提供者」とは、研究のため個人の情報、データ等を提供する者をいう。

(説明責任と提供者の同意)

第4条 研究者が、個人の情報、データ等を収集するときは、研究者は、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法等研究計画について、また提供者に対し何らかの身体的、精神的負担又は苦痛を伴うことが予見される場合、その予見される状況を、できるだけ分かり易く説明しなければならない。

2 研究者が、個人の情報、データ等を収集するときは、その取扱い及び発表の方法等に関する事項を含み、提供者の同意をあらかじめ得ることを原則とする。

3 提供者からの同意は、原則として文書でもって行うものとし、研究者は、その記録を適切な期間保管しなければならない。また提供者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を廃棄しなければならない。

4 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得なければならない。

5 研究者は、提供者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開

示しなければならない。

- 6 研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、この規程の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。また研究者は、必要あるときは、研究目的等を提供者に直接説明しなければならない。
- 7 研究者は、授業等教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、あらかじめ受講生の同意を得ることを原則とし、研究者は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価等において不利益を与えてはならない。

(謝礼の提供)

第5条 研究者が、提供者に対し謝礼として金品を提供する場合、その金品は社会通念上妥当な範囲で定めるものとし、その受け払いについて適切な管理をしなければならない。

(倫理審査委員会)

- 第6条 本学は、人を対象とする研究を行う研究者からの申請に基づき、その研究の実施計画等の審査を行うものとする。
- 2 本学は、前項の目的を達成するため、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
 - 3 委員会に関する事項は、別に定める。

(審査の申請)

第7条 研究者は、本学において、第1条に定義する「人を対象とする研究」を行おうとする場合、研究倫理審査申請書（様式第1号）に関係書類を添えて委員会に申請しなければならない。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、企画室において行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。